

## 事業概要

### ～こどもの居場所サポート事業～

#### ■助成対象となる団体

こどもの居場所づくりに取り組む団体で、次の①から③のすべてに該当する者

- ① 地域でこどもの健やかな成長のために食事の提供※に継続して取り組んでいる団体等。（※市販の菓子のみを提供する活動および助成を受けようとする団体が調理をする過程を経ない活動は対象外）
- ② 草津市および草津市社会福祉協議会が行うこども食堂の現状把握について協力いただける。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係にある者に該当しない。

#### ■助成対象となる事業

次の①から⑤のすべてに該当する事業

- ①草津市内で原則として年4回以上、こども食堂を開催すること。
- ②こども食堂を利用する者から徴収する金額が無料または実費に相当する範囲内であること。
- ③営利、政治または宗教的活動を目的としないこと。
- ④国・県・草津市から同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑤こども食堂を利用する者の様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につなぐこと。

#### ■助成金の額

年間の活動実施回数に応じて助成金の額を定めています。

年間の開催回数※	助成額
4回	10,000円
5～9回	12,500円
10～14回	25,000円
15～19回	37,500円
20回以上	50,000円

（※市販の菓子のみを提供する活動および助成を受けようとする団体が調理をする過程を経ない活動は、回数に含めない。）

## ■手続きのながれ

手続き	期日
(1) 申請者は市社協に、申請書（様式1）と事業計画書（様式2）、対象要件チェックリストを提出します。 ※事業計画書には、提出時点での今年度活動実績と以後の活動予定を記入いただきます。	R8/8/31
(2) 市社協は申請者に、助成金交付決定通知書を送付します。	—
<b>《申請者は活動を進めます》</b> <b><u>こども食堂の現状把握に随時ご協力ください。※</u></b>	—
(3)（申請者が当初の事業計画を変更する場合） 申請者は市社協に、変更事業計画書を提出します。 ※活動実施回数の増減によって助成金の額を変更するための手続きです。	R8/12/10
(4) 市社協は、変更事業計画書の内容に基づいて市と相談し、必要な予算を確保します。	—
(5) 申請者は市社協に、請求書（様式4）と事業実績報告書（様式5）を提出し、3月31日時点における活動実績（実施回数）に応じた助成金の額（※）を請求します。 ※（3）の変更事業計画書が提出されていない場合、助成金の増額に応じかねます。	R9/4/5
(6) 市社協は申請者に、請求のあった助成金を交付します。	R9/4～5月

※活動に参加するこどもが日常生活において課題を抱えていることが伺われるような情報があるときは、所定様式等により草津市(こども家庭若者課)に情報提供いただくようお願いするものです。